

## 3階病棟の入院時生活療養費について

3階病棟に入院される患者様は、厚労省の定めた規定に従い、医療の必要性と身体状態に応じて、医療区分1、2、3と分類されます。

その区分により、入院時生活療養費の自己負担額が異なります。

3階病棟に入院される患者様は、食費に加えて居住費370円（1日）の自己負担額がかかります。

※指定難病患者様は、居住費の自己負担はありません。

※詳しくは医事課、医療連携室までお問合せください。